

⑧ 再就職等規制について知っていますか

1 再就職等規制って何だろう？

再就職等規制とは、隊員の再就職に際して、遵守しなければならないことを定めた自衛隊法上のルールです。公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するために平成27年10月から導入されました。また、再就職した隊員であった者がやってはいけないことも定められています。

- ① **他の隊員等の再就職依頼・情報提供等の規制**【自衛隊法第65条の2】
現職の隊員が、営利企業等に対して他の隊員・隊員であった者についての再就職に係る依頼、情報提供等を禁止。



今度、こんな経歴の人が定年を迎えるんですが、いい就職先ないですかね～

おお、こんな方ならぜひ欲しいです。社内でお話をしますから、少しお時間をください



(一部例外あり／援護業務に携わる隊員が行うような場合等)

- ② **在職中の利害関係企業等への求職の規制**【自衛隊法第65条の3】
現職の隊員が、利害関係企業等に対して求職活動することを禁止。
(一部例外あり／行(一)4級相当以下又は1尉以下の隊員が行う場合等)
- ③ **再就職者による依頼等(働きかけ)の規制**【自衛隊法第65条の4】
再就職した隊員であった者が、離職前5年間に在籍した組織の隊員に対して、離職後2年間、当該職務に係る契約について働きかけることを禁止(役職等に応じて上乘せ規制あり)。
※隊員は、隊員であった者による働きかけを受けた場合、直ちに接触を中断し、報告書を作成して機関等の長等に**届け出る義務**があります。

違反行為をしたかもしれない元隊員を知っているんですけど・・・



違反行為をした疑いのある隊員・隊員であった者についての情報は、**防衛人事審議会再就職等監視分科会**で受付けています。

【通報窓口】

電話：03-3268-3111 (代表) 内線23587

メール：kanshi@ext.mod.go.jp

※ただし、将官、事務官等など定年年齢が60歳以上の隊員に関する情報は内閣府再就職等監視委員会へお願いします。

電話：03-6268-7660～7668、7681



⑧ 再就職等規制について知っていますか

2 再就職情報の届出も忘れないで！



再就職情報の届出は、なぜ必要なんですか？



隊員の再就職について透明性を確保するため、防衛省及び内閣において、隊員及び隊員であった者の再就職に関する情報を収集・一元管理し、公表することとされています。そのため、**隊員及び隊員であった者の再就職に関する情報の届出義務**などが規定されています。

【届出のポイント】

1 いつ届出をするのか

(1) 隊員が在職中に再就職の約束をした場合

【約束の届出】

(2) 管理職隊員（※）であった者が独立行政法人等の役員等に再就職する場合

【事前の届出】（離職後2年間まで必要）

(3) 管理職隊員であった者が営利企業等に再就職した場合

【事後の届出】（離職後2年間まで必要）

2 誰に提出するのか

在職している（していた）機関の人事・援護担当者

※：1 佐（三）俸給の特別調整額がⅡ種以上及び行政職（一）7級（相当級を含む）俸給の特別調整額がⅡ種以上

再就職の届出義務に違反した場合、懲戒処分や10万円以下の罰金が科せられるんですよ。うっかり忘れないように気を付けましょう。

